

MOTORクラブ規約

第一章 総則

第一節 目的

ソフトテニスを通じて健全なるスポーツ精神と相互の親睦を図ることを目的とする。

- (1) 明電舎ソフトテニス部をささえ、共に戦ってきた仲間の親睦を図る。
- (2) 本正会員の日連への会員登録、審判資格、指導者資格等を管理する。
- (3) 県トップクラスのシニア選手を輩出する。
- (4) ジュニアの育成を行い、底辺の拡大に寄与する。

第二節 クラブ名

ME IDEN OB THE OTHER (明電OBその他) の頭文字をとって、
“MOTORクラブ”

モータークラブ又は“モートルの明電“になぞらえて、ドイツ語読みで、モートルクラブと称する。

第三節 構成団体

本クラブは、(公財)日本ソフトテニス連盟・静岡県ソフトテニス連盟・沼津ソフトテニス協会・沼津市体育協会の構成団体となる。

第四節 会員

原則、明電舎ソフトテニス部のOBとするが、そのほか、入会を希望する者は年齢、性別を問わず入会できるものとする。

(1) 正会員

当クラブから日連への会員登録を行い、審判資格、指導者資格、保険等の管理対象となる会員で、第四章の年会費を徴収する。

(2) 準会員

他のクラブや高体連、中体連、小学生部会に所属している者で、当クラブで第二章の事業に参加を希望する会員で、第四章の年会費を徴収する。準会員の入部は部長の承認を必要とする。

第二章 事業

当クラブは、第一章第一節の目的を達成するため及び持続可能なクラブであるために次の事業を行う。

- (1) 練習会
- (2) 大会参加
- (3) 合宿
- (4) 親睦会
- (5) 他クラブとの合同練習及び交流試合
- (6) 理事会
- (7) 総会

- (8) 記念行事
- (9) ジュニア育成

第三章 運営

(1) 期間の区切り

本クラブは、1月1日より12月31日までを運営期間の区切りとする。

(2) 役員

本クラブに次の役員をおく。

- ・部長 1名
- ・副部長 1名（幹事の兼務を認める）
- ・幹事（庶務） 1名
- ・会計 1名（幹事の兼務を認める）
- ・理事 若干名
- ・顧問 若干名
- ・会計監査 1名

- ① 理事の選出は総会にて選出する。
- ② 部長、副部長、庶務、会計、会計監査は理事会で推薦し総会にて承認を得る。
- ③ 顧問は部長が委嘱することができる。
- ④ 役員任期は2年とし、留年を妨げない。
- ⑤ 部長、会計及び庶務を担当する役員に役員手当を支給する。

金額については、予算案の決定時の状況により、1人5,000円を限度に予算案年度の額を決定する。

(3) 総会

総会は、年1回開催され総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(4) 理事会

部長は必要に応じて、理事会を招集し運営を図る。

(5) 規約変更

規約の変更は、総会の承認を得て行う。

第四章 会計

(1) 年会費

・本クラブ正会員の年会費は5,000円とする。途中入会の場合は、月割りで徴収する。役員手当、通信費、ボール代等に当てる。会員登録費用、大会参加費、親睦会等は、その都度徴収する。

・準会員の年会費は1,000円とする。通信費に当てる。

(2) 納金時期

年会費は、総会時、又は入会時に納金する。

(3) 会計報告

クラブの会計報告は毎年1回、総会にて行い、会員の承認を得るものとする。

第五章 除名

本クラブは下記の場合は理事会にかけて除名することが出来る。

- (1) 会費を特別の理由無く納金日より6ヶ月以上滞納した場合。
- (2) 著しく本クラブに迷惑をかけた場合。

第六章 慶弔

(1) 本クラブの会員及び親族が死亡した場合は、次の基準により弔意を表す。

- ・本人及び配偶者 「弔電」及び「供花」
- ・1親等の血縁及び同居親族 「弔電」

弔問については、その都度、役員で協議し対応する。

- (2) 会員の「不慮の災害」・「病氣見舞」・「慶事」等については、その都度部長と会計で協議し対応する。
- (3) 上記の会員とは、正会員とする。
- (4) これに要する経費は、予備費から支出する。不足の場合は、臨時徴収する。

付則

施行 平成29年2月1日